

# 開催趣旨

平成22年11月

国土交通省 東北地方整備局

## 最上川水系流域委員会の目的について

最上川水系流域委員会規約より抜粋

### 第2条(目的)

この委員会は、最上川水系の河川整備計画変更原案及び計画策定後の各種施策の進捗等に関して意見を交換し、東北地方整備局長及び山形県知事に対し意見を述べるものとする。

また、最上川水系の大臣管理区間の河川整備計画に基づく事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長に対し意見を述べるものとする。



**今回の流域委員会は、環境整備事業の事業再評価が対象**

# 国土交通省所管公共事業の評価と実施要領改定の概要

## <事業評価の新たな取り組み> ※赤文字が今回（H22.4.1）改定事項

### ○都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等の新規事業採択時評価について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等からの意見を聴く。【平成21年度より導入】

また、再評価については、【平成22年度より導入】

### ○国会審議へ資するための取り組み

直轄事業等については、1月末までを目途に新規事業採択時評価および再評価を実施し、評価結果を公表する。【平成21年度より導入】

### ○再評価実施時期の短縮

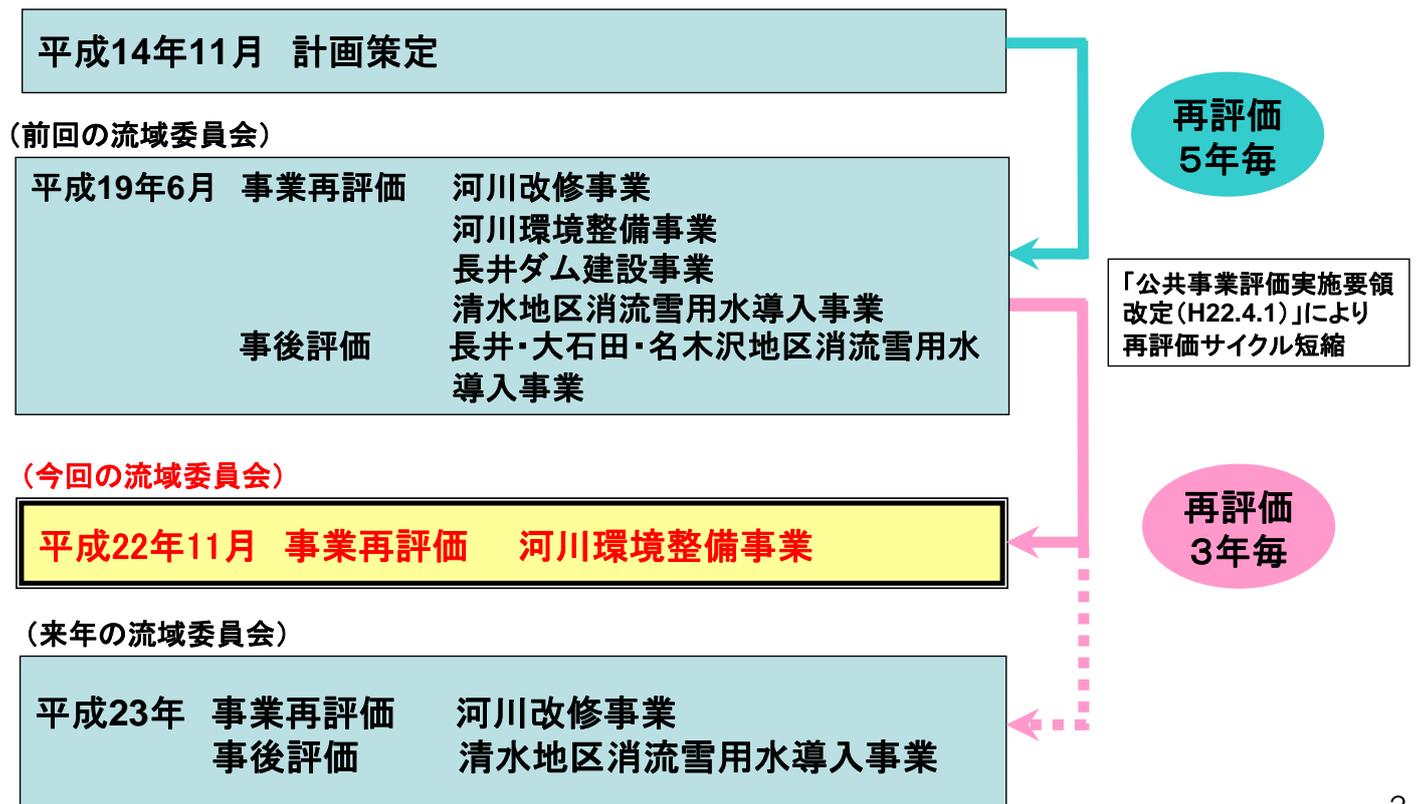
事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。

【平成22年度より導入】

| 現 行                              | 改 定  |
|----------------------------------|--|
| 〈直轄事業等、補助事業等〉<br>5年未着工・10年継続・5年毎 | 〈直轄事業等〉<br>3年未着工・5年継続・3年毎<br>〈補助事業等〉<br>5年未着工・5年継続・5年毎 |

2

## 最上川水系河川整備計画(大臣管理区間) 事業評価の流れ



3